

## [事案 2023-310] 新契約無効請求

・令和6年9月11日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成28年1月に代理店を通じて契約し、その後解約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)募集人に対して、保険料の支払いが80歳までの保険があれば良いと伝えたところ、本契約を勧められ、保険料の支払いを80歳で止めても解約ではなく、保障額もそのまま変わらないと言われた。申込書、意向確認書には、募集人に言われるままにチェックをした。
- (2)令和5年7月頃、払込期間が終身であることがわかったため、保険料の引き落としを止めて話し合いをしようと思ったが、止めることはできない、解約するしかないと言われたため解約した。しかし、実際は払済保険にすることができ、この説明も間違えていた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、募集時の明確な記憶はないものの、通常は設計書を用いて、設計書の記載に沿って説明している。意図的に説明を省いたり、事実と異なる説明をしたことはない。
- (2)申立人から提出された設計書は本契約のものであり、払込期間について終身と明記されている。設計書にある「積み立て終わり、保障のみ残す」というメモ書きは、払済保険についての説明であると思われる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。